



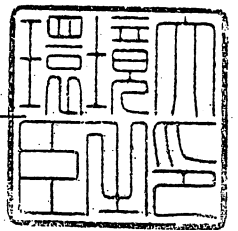
資料1-1

諮問第73号
環自野第11号
平成15年1月10日

中央環境審議会

会長 森 薫 昭 夫 殿

環境大臣
鈴木 俊



移入種対策に関する措置の在り方について（諮問）

環境基本法（平成5年法律第91号）第41条第2項第2号の規定に基づき、移入種対策に関する措置の在り方について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

国外又は国内の他地域から、野生生物の本来の移動能力を越えて、人為によって意図的・非意図的に導入された種（移入種）が、地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっていることを踏まえ、生物多様性への影響の防止の観点から、新たな措置が必要である。

このため、生物多様性の保全を目的とした移入種対策に関する措置の在り方について、貴審議会の意見を求めるものである。